

# 東京都立図書館 資料保存ガイドライン

平成22年7月29日（22中図サ資第66号）

## 1 目的

本ガイドラインは、東京都立図書館運営方針(13 中管企第 343 号) (以下「図書館運営方針」という。)及び東京都立図書館資料保存方針(14 中管企第 93 号)に基づき、将来にわたる利用のため、図書館資料の長期的保存を図る具体的な指針を定めることを目的とする。

## 2 資料保存の考え方

- (1) 図書館資料を現在及び将来の利用に供するために、資料保存にあたっては、資料の状態、資料的価値、利用状況等を判断した上で、最適な保存措置を取る。
- (2) 資料群ごとの保存特性にあった、保存と利用の環境整備に努める。
- (3) 資料の劣化や損傷を予防するために適切な保護を行う。
- (4) 劣化や損傷した資料は、利用のために保護や修理等を行う。
- (5) 文化遺産として後世に残すべき資料は、原則として原形保存とする。
- (6) 資料の状態、資料的価値、利用状況、刊行状況等に応じて、媒体変換などにより適切に代替保存を行う。
- (7) 資料の劣化や損傷が進んで、特別な配慮が必要なときは、必要最小限の利用制限を行う。
- (8) 都立図書館は、質の高い保存・修理技術を向上・継承させるとともに、都内公立図書館等に支援を行うなどして、資料保存の技術・情報センター的役割を担う。

## 3 資料保存の具体的対策

- (1) 資料保存計画の策定

図書館運営方針の具体的方針 13 で規定された「図書館資料は、原則として1資料1点を収集し、将来にわたる利用のため長期的保存を図る」ため、資料保存計画を年次で策定し、保存の取組を推進する。

## (2) 環境の整備

### ア 書庫内の温度・湿度

資料は、利用(閲覧)環境と保存(書庫)環境が大きく相違すると、結露発生等ダメージを負うため、温度・湿度が常に安定した状態が望ましい。

また、(社)日本図書館協会、国際図書館連盟(IFLA)や国際標準化機構(ISO)などが、資料保存に望ましい温度・湿度を示している。

これらのことを考慮して環境整備に努める。また、カビ被害等の防止に向けて必要な対策を行う。

### イ 光・照明(紫外線対策)

太陽光線や蛍光灯に含まれる紫外線から資料を守るため、紫外線防止型蛍光灯への切替を進めるとともに、紫外線防止フィルムの窓への貼付、人の動きを感知して点灯する無人灯の採用やLED化などを推進する。

### ウ 塵埃・虫害防止

虫やカビを繁殖させる塵埃を除去するため、日常清掃、定期清掃、害虫駆除を実施する。また、必要に応じ重点的な書庫内清掃や資料の燻蒸処理等も検討する。

## (3) 保護対策

### ア 保存容器による劣化対策

資料の状態に応じて、箱、封筒、カバー、ポリエステルフィルムなどで保護する。

### イ 事前製本、新聞縮刷版製本、合冊製本等

破損しやすい資料等について、あらかじめ堅牢な製本にするなどの予防処置を行う。

### ウ 酸性紙

酸性紙資料の劣化を食い止め、延命・保存を図るため、費用対効果を考慮しながら脱酸処理について必要な対策を実施する。

## (4) 修理

修理には、貴重資料や劣化・破損の著しい資料などに対応する高度な技術を要するもの、比較的短時間で簡単に処理が可能な簡易な補修、利用頻度が高く迅速な処理を要するものなど、資料の状態、資料的価値や利用状況により、

多様な方法がある。修理に際しては、費用対効果も考慮して、各々に応じた修理方法を判断・選択し、効果的・効率的に修理を行う。

#### (5) 代替保存

媒体を他のものに移し替える資料の代替化は、収蔵対策、原資料の保護、劣化や損傷の激しい資料の内容保存、利用の促進等を目的として行う。

既に特別文庫資料など貴重資料については、マイクロ化・電子化等を、一部の新聞は市販のマイクロフィルムを購入しているが、代替化の目的、費用対効果、保存コスト、媒体の信頼性、著作権、現物保存の必要性などを総合的に検討して、複製本作製、マイクロ化、電子化などの代替化を図る。

#### (6) 利用の制限

資料を長く後世に伝えるため、資料の価値、劣化や損傷の程度を考慮して、特別の配慮が必要なときは、必要最小限の利用制限を行う。

#### (7) 普及・啓発、体制

現在、図書館資料の修理作業を自館内で実施できるのは国立国会図書館と都立図書館のみである。全国的にも都立図書館の修理技術レベルは高度であり、都内区市町村立図書館等への支援も求められているため、積極的に資料保存に関する知識・技術について指導、助言、研修、広報をしていく。

また、近世、近代、戦前までの資料も数多く所蔵している当館の蔵書事情から、資料保存に関する高度な専門的知識・技術とその継承が求められており、資料保存体制の整備を図る。

## 4 その他

図書館で提供する資料は、時代の変遷により多様化してきており、今後も技術の進展により様々な媒体が登場することが予測される。都立図書館は、こうした社会情勢の変化を踏まえながら、図書館運営方針等に基づき適切に資料を管理し、必要な保存対策を講じていく。

#### 附則

このガイドラインは、平成22年8月1日から施行する。

(参考資料)

## 各種の媒体に適した温度・相対湿度

媒体		温度	相対湿度	備考(出典等)	
紙		18~22℃	45~55%	(社)日本図書館協会 「防ぐ技術・治す技術」2005)	
		16~21℃	40~60%	I F L A(国際図書館連盟) 「IFLA資料保存の原則」1986)	
	最適保存	2~18℃	30~45%	ISO(国際標準化機構) (ISO11799「文書館・図書館 資料の文書保管要件」2003)	
	職員のいる書庫・ 常用アイテム	14~18℃	35~50%		
マイクロ フィルム	TACベース	~21℃	15~40%	J I S(Z6009)	
	PETベース	~21℃	30~40%		
写 真	フィルム	白黒	~21℃	15~50%(TACベース)	J I S(K7641)
			30~50%(PETベース)		
		カラー	~2℃	15~30%(TACベース)	
			25~30%(PETベース)		
	印画紙	白黒	15~20℃	30~50%	J I S(K7642)
		カラー	~2℃		
CD、DVD		15~20℃	25~45%	日本写真学会画像保存研究会編 「写真の保存・展示・修復」1996	
		15~20℃	20~60%	情報保存研究会2009	
磁気テープ (ビデオテープ、カセットテープ)		15~25℃	40~60%	日本図書館協会資料保存委員会 「紙以外の記録メディアの利用と 保存に関するアンケート調査結 果」1997	
LPレコード		18~24℃	40~60%		
フロッピーディスク		15~25℃	40~60%		